

# 令和5年 第5回教育委員会定例会議 会議録

1 日 時 令和5年5月31日(水)

開会 13時30分

閉会 14時40分

2 会 場 金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 出席委員(7名)

|         |         |
|---------|---------|
| 教 育 長   | 野 口 弘   |
| 教 育 委 員 | 田 邊 俊 治 |
| 〃       | 大 島 淳 光 |
| 〃       | 木 村 陽 子 |
| 〃       | 丸 山 章 子 |
| 〃       | 長 澤 裕 子 |
| 〃       | 櫻 吉 啓 介 |

4 欠席委員(なし)

|     |                       |         |
|-----|-----------------------|---------|
| 事務局 | 教育次長                  | 上 寺 武 志 |
|     | 教育総務課担当課長(兼)課長補佐      | 寺 末 哲 也 |
|     | 学校職員課担当課長・管理主事(兼)課長補佐 | 外 川 奨   |
|     | 担当次長(兼)学校指導課長         | 貞 廣 賢 了 |
|     | 学校指導課主席指導主事           | 古 川 雄 次 |
|     | 市立工業高校事務局長            | 長谷川 智 朗 |
|     | 生涯学習課長                | 村 田 昌 人 |
|     | 図書館総務課長               | 安 江 貴 子 |
|     | (兼)玉川図書館長             |         |
|     | (兼)玉川図書館近世史料館長        |         |
|     | (兼)玉川図書館城北分館長         |         |
|     | 学校教育センター所長補佐          | 梶 崎 秀 孝 |

5 案 件

議案第13号 令和6年度使用教科書(小学校用教科書)採択方針について

(学校指導課)

議案第14号 令和6年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」)採択方針について

(学校指導課)

議案第15号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(令和6年度使用教科書(小学校用教科書))について

(学校指導課)

議案第16号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(令和6年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」))について

(学校指導課)

議案第17号 次期金沢型学校教育モデル構築会議への諮問について

(学校指導課)

非 議案第18号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について

(学校指導課)

- 非 議案第 19 号 次期金沢型学校教育モデル構築会議委員の委嘱及び任命について  
(学校指導課)
- 非 議案第 20 号 金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について  
(教育総務課)
- 非 議案第 21 号 令和 5 年度金沢市議会 6 月定例月議会提出予定案件について  
(生涯学習課)
- 報告第 16 号 令和 5 年度金沢市立小中学校児童・生徒数及び教員数について (5 月 1 日現在について)  
(学校職員課)
- 報告第 17 号 令和 4 年度教育相談事業について (学校教育センター)
- そ の 他  
(1) 新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後における金沢市立学校の対応について  
(2) 次回の定例会議の日程について

## 6 議事の経過等 以下のとおり

野口教育長の開議あいさつに続いて、傍聴希望者 5 名について協議し、傍聴を許可した。次に、会議録署名委員に丸山委員を指名した。本日の議題について、野口教育長が議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号を非公開とするよう発議し、全会一致で非公開とすることを決定した。

審議に入り、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号、報告第 16 号、報告第 17 号、その他 (1) について説明・質疑応答が行われ、原案どおり承認した。また、6 月の定例会議の開催日を次のとおり決定した。最後に議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号について非公開で審議に入り、原案どおり承認し、閉会した。

\* 6 月の定例会議の日程：令和 5 年 6 月 14 日 (水) 13:30～

[案件の説明及び諸報告について]

案件について、別添資料等に基づき事務局より説明・報告し、原案どおり承認された。

[主な質疑・応答の内容について]

○ 議案第 13 号 令和 6 年度使用教科書 (小学校用教科書) 採択方針について (学校指導課)  
(説明の概要) 本年度は令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間使用する小学校の教科書の採択を行う年度である。

最初に、金沢市教育委員会における教科用図書採択の仕組みについて説明する。議案書 11 ページ。本市では金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱に基づき、採択事務を行っている。第 3 条により、教育委員会は教科用図書の採択について金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を置くこととなっている。第 4 条第 1 項により、選定委員会の意見を聴くこととなっている。また第 5 条により、選定委員会は専門的事項を調査研究するために教科用図書調査委員会及び各学校に教科用図書研究委員会を置くこととなっている。

これらの関係を、金沢市教育委員会の採択の仕組みとして議案書 14 ページに示した。教科書採択において金沢市教育委員会は、石川県教育委員会の指導・助言・援助の下、採択事務を行うこととなっている。

(1) 金沢市教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、教科書採択に係る意見を答申するよう諮問する。

(2) 諮問を受けた選定委員会は、教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会に教科書の専門的事項の調査研究を依頼する。教科用図書調査委員会は、教科ごとに専門的知識を有する教員が金沢市の採択方針に沿って調査研究を行う。教科用図書研究委員会は各学校に設置され、

各学校の教員が県の採択方針に沿って調査研究を行う。

(3) 教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会は、調査研究を行い、選定委員会に対し研究結果等を報告する。

(4) 選定委員会は、二つの委員会の意見を踏まえるとともに、教科書展示会での市民の意見を参考としながら審議を行い、金沢市教育委員会に対し答申を行う。

(5) 金沢市教育委員会は、この答申を基に審議を行い、令和6年度から使用する教科書の採択を行う。

また、教科書展示会とは、教科書の発行に関する臨時措置法第5条等に基づき開催するものである。今年度の教科書展示会は、保護者や地域住民の方々が参加できるように、国の法定展示期間である14日間よりも長く設定している。

議案書2ページ。議案第13号は、金沢市の令和6年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針を諮るものである。県の採択方針を踏まえ、1～3の項目は県と同様となっている。4の項目については、前回の小学校用教科書採択となる令和元年度の採択方針と同様に、「金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること」とした。これは、本市の施策や児童の実情に適した教科書を採択するとともに、学習指導要領等においても重視されている問題解決的な学習を充実できるようにと市が独自に設定した項目である。

|          |   |
|----------|---|
| 櫻吉委員     | 教科書展示会はどこで行われるのでしょうか。アナウンスはされているのでしょうか。   |
| 貞廣学校指導課長 | 展示会は教育プラザ富樫で行います。また、行うことについては広報等を通じて広く市民に周知することとなっています。                             |
| 野口教育長    | これまでも教育委員の皆さまには教科書採択に何回も臨んでいただいています。これまでと同じ流れだと思っていただければと思いますが、県の方針も特段大きな変更はありませんか。 |
| 貞廣学校指導課長 | 県の方針については前回同様、変更はありませんでした。  |

○ 議案第14号 令和6年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針について（学校指導課）

（説明の概要）議案書4ページ。本議案は、金沢市の令和6年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択方針を諮るものである。小学校用教科書と同様に、県の採択方針を踏まえているので、4と5以外の項目は県と同じ文言である。4の項目は、本市の施策や児童の実情が反映されるよう「金沢市や児童の実情に即し」という文言を加えた。これは前回の採択と同じである。5の項目については、金沢市では外国語活動を「英語活動」としていることから、金沢市の実情に応じて文言を変えた。

（特になし）

○ 議案第15号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（令和6年度使用教科書（小学校用教科書））について（学校指導課）

（説明の概要）議案書6ページ。本議案は、金沢市教育委員会が金沢市義務教育諸学校教科用図書選定委員会に対し、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見の答申を諮るものである。

本市では、県の採択における留意事項を踏まえ、1、2の項目と（1）～（7）を設定した。

(8)(9)は金沢市独自の項目であり、本市で推進している金沢ベーシックカリキュラムとの関連や、金沢型学習スタイルに基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていることを調査項目の一つとして設定した。項目1、2と(1)～(9)は、前回の採択と同様である。

項目3は、国から小学校英語の教科書採択について、デジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができるとの通知があったことから、英語の教科書研究に当たってはデジタル教科書についても調査を行い、基礎的な技能を身に付けられるような工夫が図られていることを調査項目の一つとして新たに設定した項目である。

項目2の(1)～(9)および項目3の中黒は、調査研究を行う際の視点である。

木村委員

英語だけがデジタル教科書になるのでしょうか。普通のペーパーの教科書もあるのでしょうか。

貞廣学校指導課長

今回の採択に際する検討の在り方について、文科省から「学習者用デジタル教科書の考慮について」というものが出ており、教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査検討の対象は紙の教科書であることが基本であることという通知が来ています。一方、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて提供する予定であることから、令和5年度の小学校英語の教科書採択についてはデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができることになっています。

○ 議案第16号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（令和6年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」））について（学校指導課）

（説明の概要） 議案書9ページ。本議案は、小学校「特別の教科 道徳」の諮問（案）を諮るものである。先ほどの小学校用教科書と同様、項目1、2の(1)～(3)および(6)～(7)の調査項目は、県の採択における留意事項を踏まえて設定している。(4)については「特別の教科 道徳」の採択方針と同様、文頭に「金沢市や児童の実情に即し」という言葉を追加している。

(5)についても、外国語活動を「英語活動」と変えている。本諮問（案）も全て前回の採択と同様である。なお、(1)～(8)の項目は小学校用教科書と同様、調査項目として考えている。

（特になし）

○ 議案第17号 次期金沢型学校教育モデル構築会議への諮問について（学校指導課）

（説明の概要） 議案書16ページ。諮問する事項は、次期金沢型学校教育モデルの構築についてである。

議案書17ページ。構築の趣旨としては、本市は平成28年度より、「何を学ぶか」という内容として「金沢型学習プログラム」、「どのように学ぶか」という方法として「金沢型学習スタイル」、それらを支える学びの土台として「金沢型小中一貫教育」の三つの要素で構成されている「金沢型学校教育モデル」を実践してきた。しかしながら、令和3年3月の金沢市学校教育振興基基本計画の改訂をはじめ、学習指導要領の改訂や、GIGAスクール構想の前倒しといった学校教育におけるデジタル化の急速な進展など、現行のモデル構築時とは環境が大きく変化している。

そこで、予測困難な変化や急速に進行する多様化に対応し、未来を創るために必要な力を身に付けることができる金沢の子どもたちを育成するため、新しい時代が求める学びの在り方を踏まえた次期金沢型学校教育モデルを構築する。

次期金沢型学校教育モデル構築会議では、設置要綱に基づき、次期モデルに関する審議・検討を、学識経験者・有識者、経済・文化関係者、保護者・地域関係者、学校関係者の構成によってお願いしたいと考えている。今後の予定としては、今年度と来年度で構築会議を4回程度開催し、教育委員会に答申していただき、教育委員会において決定することとしている。

田邊委員 | これまでのモデルをさらに新しくする趣旨で検討を進められることは時宜を得た対応だと思います。このモデルに基づいて取り組むことが、特に現場の先生方にとってどのような成果や効果があったのかということをしっかり整理した上で、次のモデルづくりを検討していただければと思います。また、次期モデルに基づく取組を進める中でももちろんさまざまな変化が起こるでしょうから、それらをどこまで予測でき、何をどこまで達成できるかを想定することは難しさを伴うとしても、次期のモデルでどんなゴールを設定するかを明確にし、達成度合いについてもターゲットを見据えて新しいモデルをつくっていただければと思いますので、十分に論議の上検討していただくようお願いしたいと思います。

貞廣学校指導課長 | 現在の金沢型学校教育モデルの成果と課題については、既に学校長に取りまとめをしていただいて、こちらに提出していただいています。第1回の構築会議ではそれらも踏まえた上で、今度のモデルに生かしていきたいと思っています。

丸山委員 | モデル自体は平成28年度以前からあったのでしょうか。それがどれぐらいのスパンで変わってきたのでしょうか。

貞廣学校指導課長 | 金沢市では、知・徳・体の調和がとれた児童生徒の育成に向けて、平成16年度から金沢型学校モデルが実践されています。その際には、「世界都市金沢」小中一貫英語教育、学習指導基準金沢スタンダード、学校2学期制が大きな柱となっていました。平成21年度には第2次学校教育金沢モデルということで、これまでの取り組みに金沢「絆」教育が付加され、これら4点で進めてきました。それを平成28年度に、これまでの金沢市の取り組み等を焦点化、重点化して、現在の金沢型学校教育モデルを進めてきたという経緯があります。

丸山委員 | 時代とともに変わってきているのですね。

貞廣学校指導課長 | 社会の変化とともに、学習指導要領の改訂等も踏まえながら、金沢市の子どもたちの実情を見ながら施策等に生かしています。

○ 報告第16号 令和5年度金沢市立小中学校児童・生徒数及び教員数について（5月1日現在）（学校職員課）

（説明の概要）議案書34ページ。前回の定例会議で4月7日現在の児童・生徒数及び教員数を報告したが、県等への報告に関しては5月1日現在の数をもって確定数とすることになっているので、確定数を改めてお示しする。学級数は前回から一切変更はない。児童・生徒数と教員数は4月に入ってわずかに変更があったが、特段の理由があつてのことではなく、前回とほぼ同様である。

田邊委員 | ここ15年ぐらいの表を見ると、やはり少子化が進んでいることが改めて浮き彫りになっていますが、学級数に関して、市内に複式学級はどれぐらいあるのでしょうか。

外川学校職員課担当課長 | 内川小学校、湯涌小学校、医王山小学校、三谷小学校に合計6学級あります。

田邊委員 | 複式学級も1学級としてカウントされているのですね。

外川学校職員課担 | そうです。  
当課長

○ 報告第17号 令和4年度教育相談事業について（学校教育センター）

（説明の概要）議案書36ページ。「I教育相談」の受理件数（実人数）は、未就学から高校生までで630人であった。

相談の主訴は、一つだけではなく重なりがあるので、1番目の主訴をまとめた数字となっている。発達障害や発達特性に関する相談が263人と最も多く、次いで不登校、不登校傾向の相談が214人と多くなっている。

相談事業種別に報告する。（1）面接相談は、児童生徒、保護者等がプラザに来て、担当の専門職員に約50分間、相談・カウンセリング等を行うものである。予約して来所してもらう相談が中心だが、相談対象の児童生徒に関わり、担当職員が学校に訪問したり、電話でのやりとりも行うので、それら三つの方法で7,535件と増加している。コロナ禍において学校を訪問する相談は減少したが、電話で情報共有と連携を丁寧に行っており、今後もより適切で効果的な相談に取り組んでいきたいと考えている。（2）専門相談は、精神科医や小児科医、言語聴覚士等より相談やアドバイスを受ける事業である。（3）適応指導教室は、大人と1対1で過ごすことから関わり始める「そだちPersonal」が此花教室と富樫教室で小中学生合わせて145人と過去最多であった。

「II電話相談」は、電話による匿名の相談である。電話での相談から希望に応じて来所の面接相談につながり場合もあるが、あくまで電話だけで相談したい人も多くなっており、令和4年度の相談件数は1,601件となっている。前年度と比べ微増となっているが、令和2年度は1,870件と非常に多かった。これはコロナによる休園や休校の影響であると捉えている。令和3、4年度は保育園や学校、子育て広場等も開いており、子育てに関する電話相談件数は減少したと考えている。

長澤委員

相談の主訴で、「不登校」が令和4年度に大きく増えたように感じます。このような主訴の相談を受けた場合、どのような対応をされているのでしょうか。

梶崎学校教育センター  
所長補佐

まず最初に電話を受けて、職員が個別に面接を行い、個に応じて、なっています。全く人と接することができないのか、それとも、少しはできるのだけれども、次のステップから始めていくべきか、ケース・バイ・ケースで対応を考えています。

長澤委員

ケース・バイ・ケースというと、例えば別教室に登校できる子であればそういう方法を促したり、全く家から出られないのであればオンラインでつながるとか、個別の最善の方法を提案していくのでしょうか。

梶崎学校教育センター  
所長補佐

最初は「そだちPersonal」で1対1でお話しするところから始めて、もし学校に行けるようであればもちろん別室登校などもケースに応じて勧めることもありますし、「そだちPersonal」で、1対1ではなくもう少し集団でいられるようになったら、「そだちFriendship」という集団で支援するところがありますので、そういうところで集団に慣れてもらって、そこからまたステップアップして学校に行けるようであれば学校に行くようなケースもあります。

長澤委員

いきなり学校に行くのはハードルが高いという子たちに向けて、そのような段階を踏んで関わりを持っていくという理解でよろしいです

|                |   |
|----------------|---|
|                | か。  |
| 梶崎学校教育センター所長補佐 | おっしゃるとおりです。   |
| 長澤委員           | 相談したときだけの対応ではなく、長くその案件に関わっていただきたいという思いが強いのですが、そうしたフォローができていているという理解でよろしいですか。  |
| 梶崎学校教育センター所長補佐 | もちろん長く付き添っていきたいと考えています。   |
| 長澤委員           | ありがとうございます。よろしくお願いします。  |
| 櫻吉委員           | 面接相談の件数が非常に多くなっています。恐らく年々少しずつ増えているのではないかと思うのですが、例えば平日だけの面接だったとしても、年間200日ですから1日40件ぐらいの相談が来ている計算になってしまうのですが、これに関わる職員の数ほどのぐらいいるのですか。 |
| 梶崎学校教育センター所長補佐 | 職員の態勢は、所長も含めて、市の心理職が7名と指導主事が2名の計9名と、会計年度任用職員等の専門職が10名おまして、合計19名となっています。   |
| 櫻吉委員           | 充実した人員で対応していただいているということですね。分かりました。  |

○ その他（１） 新型コロナウイルス感染症の5類移行後における金沢市立学校の対応について

（説明の概要）議案書37ページ。新型コロナウイルス感染症の5類移行後においては、学校の教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止するため、文部科学省が作成したマニュアルに基づき適切に対応することとしている。なお、それに伴い、金沢市教育委員会作成のガイドラインは廃止した。

「平時における感染症対策」としては、マスクの着用は求めないことを基本としながらも、（１）健康観察、（２）換気の確保、（３）手洗い等の手指衛生、（４）清掃・消毒により対応を行うこととしている。

「感染流行時における感染症対策」としては、（１）マスクの着用、（２）身体的距離の確保、（３）活動場面ごとにおける感染症対策を行う。具体的には、「感染リスクが比較的高い学習活動」には「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、儀式的行事等の学校行事や部活動等でも活動場面に応じた対策を講じることとしている。

「感染状況に応じて講ずべき措置」としては、（１）出席停止はその基準を「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」としている。（２）臨時休業については、学校内での感染拡大の恐れ等を勘案した上で、学校医と相談し、学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲・期間で対応することとしている。

|       |   |
|-------|---|
| 野口教育長 | 恐らく1、2番はこれまでとさほど変わったものではなく、3番の出席停止、臨時休業についても5類に移行したことを踏まえてのものであり、どちらかというところこれまでのインフルエンザの流行とほぼ合っているのだろうと思っているのですが、このような認識でよろしいですか。 |
|-------|---|

|          |   |
|----------|---|
| 貞廣学校指導課長 | 教育長から加えてご説明していただいたとおり、インフルエンザと同等の対応をしていきたいと思っています。  |
| 櫻吉委員     | 出席停止は「症状が軽快した後1日を経過するまで」となっていますが、インフルエンザは熱が下がって、症状がなくなってから2日間は出席停止だったと思います。   |
| 貞廣学校指導課長 | そのとおりです。  |
| 櫻吉委員     | でも、コロナは1日ということで、国の通達だからそうなっているのですね。   |
| 貞廣学校指導課長 | 通達はそうになっています。   |
| 櫻吉委員     | 保護者にはお知らせは行っているのでしょうか。  |
| 貞廣学校指導課長 | 学校だより等を通じて、保護者にはお伝えしています。   |
| 櫻吉委員     | 集団発生したときの学級閉鎖に関して、コロナのときは詳しく何人以上という基準があったと思うのですが、5類になってからは何か基準などは具体的にありますか。   |
| 貞廣学校指導課長 | コロナの場合は、4日間に新規発症者5人以上で学級閉鎖という基準でした。5類移行になるとインフルエンザと同等の対応ということで、インフルエンザについては基本的に学級閉鎖はその学級の欠席率が20%、学校閉鎖はその学校の欠席率が5%をめどに、これまで学校医と相談して決めてきましたので、その割合としています。 |
| 櫻吉委員     | おおむねインフルエンザと同じなのですね。  |
| 貞廣学校指導課長 | はい。   |
| 櫻吉委員     | 出席停止の基準なのですが、例えば教員がコロナに感染した場合も同じ対応になるのですか。症状が消失して1日で出勤という形ですか。  |
| 貞廣学校指導課長 | 基本的に大人が感染した場合においても、自宅待機の期間は回復後1日様子を見てというふうに捉えているのですが、教員にはどのような通知が出ているか、後で確認してお伝えしたいと思います。   |
| 櫻吉委員     | 同じだとすれば、症状が消失して1日が出てくると、医学的には、人にうつすかどうかは別にして30～40%はまだウイルスを出している状態なので、子どもたちはしょうがないですが、先生方に関しては自分がうつすかもしれないという対応を取るといいのではないかと思います。                        |
| 野口教育長    | 今ほどの話を踏まえながらきちんと対応をお願いしたいと思います。私もコロナに感染しましたが、同じように医師から「全快したとしてもウイルスを発していることがありますので、くれぐれも注意をしながら仕事に臨んでください」と言われたことがありますので、委員がおっしゃったとおりであると認識しています。       |
| 田邊委員     | 今の教員の例を考えると、経過を見て出勤することは所定の通りでしょうが、その先生が通常業務にすぐに戻れるかという点では別途考える必要   |

があるといえそうです。まだ感染の可能性があるということを考えると、勤務についてはこの適用でいいと思うのですが、授業などの業務については配慮が必要になってくるのではないかと思います。そのあたりも踏まえた周知が必要だと思います。ガイドラインではこの点での対処について指示すべきだと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

上寺次長

教職員への対応については、もう一度確認して次回の教育委員会議で改めてご報告させていただきます。現在、手元に資料を持ってきておりませんので、そのような形を取らせてください。

以 上

会 議 録 署 名

教 育 長 \_\_\_\_\_ 署 名

教 育 委 員 \_\_\_\_\_ 署 名

(丸山委員)

[非公開議案の審議結果について]

- 議案第18号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員委嘱及び任命について（学校指導課）

審議結果についても非公開

- 議案第19号 次期金沢型学校教育モデル構築会議委員の委嘱及び任命について（学校指導課）

### 次期金沢型学校教育モデル構築会議委員の委嘱及び任命について

次期金沢型学校教育モデル構築会議設置要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり委員を委嘱及び任命します。

(敬称略)

|                   |                                    |        |
|-------------------|------------------------------------|--------|
| 学識経験者<br>・<br>有識者 | 金沢大学 人間社会学域学校教育学類 教授               | 大谷 実   |
|                   | 金沢大学 人間社会学域学校教育学類 教授               | 折川 司   |
|                   | 金沢工業大学 工学部 情報工学科 教授                | 河並 崇   |
|                   | 一般社団法人 アルバ・エデュ 代表理事                | 竹内 明日香 |
|                   | 日本大学 文理学部 教授                       | 藤平 敦   |
| 経済・文化<br>関係者      | 株式会社能作 代表取締役会長 (元) 金沢市教育委員         | 岡 能久   |
|                   | 石川県情報システム工業会副会長 株式会社PFU 取締役 執行役員常務 | 宮内 康範  |
|                   | コマツ石川株式会社 代表取締役社長 (元) 金沢市教育委員      | 米井 裕一  |
| 保護者・地域<br>関係者     | 金沢市PTA協議会 副会長                      | 鶴山 雄一  |
|                   | 金沢市子ども会連合会 副会長                     | 北側 美恵子 |
| 学校関係者             | 金沢市立浅野川小学校 校長                      | 山岸 朋子  |
|                   | 金沢市立米泉小学校 教頭                       | 坪内 真弓  |
|                   | 金沢市立長町中学校 校長                       | 田中 一宏  |
|                   | 金沢市立犀生中学校 教頭                       | 皆川 美都子 |
|                   | 金沢市立工業高等学校 教頭                      | 中田 智晴  |

(学識経験者・有識者、経済・文化関係者は五十音順)

- 議案第20号 金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について（教育総務課）

審議結果についても非公開

- 議案第21号 令和5年度金沢市議会6月定例会提出予定案件について（生涯学習課）

審議結果についても非公開

以上